



平成21年3月10日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

**『リッパー・ファンド・アワード・ジャパン 2009』  
最優秀運用会社（債券部門・株式部門）及び最優秀ファンド受賞のお知らせ**

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、リッパー・ジャパンの実施した『リッパー・ファンド・アワード・ジャパン 2009』において、当社しんきんアセットマネジメント投信株式会社が、最優秀運用会社（債券部門・株式部門）に選ばれました。

また併せて、下記ファンドが最優秀ファンドを受賞いたしましたことをご報告いたします。

より一層運用力の向上に向けて精進してまいりますので、今後ともしんきんアセットマネジメント投信株式会社をご愛顧賜りますよう、宜しく御礼申し上げます。

記

- ◆最優秀運用会社 【債券部門】
- ◆最優秀運用会社 【株式部門】
  
- ◆最優秀ファンド しんきん海外ソブリン債セレクション  
(米国ソブリン債ポートフォリオ)  
【ファンド分類：Bond US Dollar(債券型 米ドル)、評価期間：3年】
- ◆最優秀ファンド しんきん3資産ファンド(毎月決算型)  
【ファンド分類：Mixed Asset JPY Aggressive(ミックスアセット 日本円 積極型)、評価期間：3年】
- ◆最優秀ファンド しんきん国内債券ファンド  
【ファンド分類：Bond Japanese Yen(債券型 日本円)、評価期間：5年】

※ご留意事項

「リッパー・ファンド・アワードに関する情報は、投資信託の売買を推奨するものではありません。リッパー・ファンド・アワードは、過去のファンドパフォーマンスを分析したものであり、過去のパフォーマンスは将来の結果を保証するものではないことにご留意ください。評価結果は、リッパーが信頼できると判断した出所からのデータおよび情報に基づいていますが、その正確性、完全性等について保証するものではありません。© Thomson Reuters 2009. All rights reserved.」

本資料は、しんきんアセットマネジメント投信株式会社により作成されたものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。また、投資判断の参考となる情報提供を目的としており、投資信託の勧誘を目的とするものではありません。本資料は、信頼できるとされる情報源に基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。本資料の中で記載されている経済全般の実績、評価または将来動向の表示等は、作成日時点におけるものであり、将来の成果を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変わる場合があります。投資信託は、リスクを含む商品であり預金と異なり元本の保証はありません。また、保険契約ではなく、保険契約者保護機構の補償対象ではありません。特定ファンドの取得のお申込みにあたっては当該ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめ、または同時にお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。請求目論見書については、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。



#### リップパーについて

リップパーは、1973年に米国で設立され、現在はトムソン・ロイター・グループ傘下で、ファンド情報サービスをグローバルに展開しています。世界 57 カ国で販売登録されている 193,000 以上のファンドデータを有し、米国をはじめ、欧州、日本およびアジア諸国でファンド情報を提供、ファンド分析のマーケットリーダーとしてビジネスを拡大しています。リップパー独自の投資信託評価システム「リップパーリーダーレーティングシステム (リップパーリーダーズ)」は、世界 27 カ国において販売されているファンドの評価を付与しています。

詳しい情報は[www.lipperweb.com](http://www.lipperweb.com)をご覧ください。

#### 「リップパー・ファンド・アワード・ジャパン 2009」について

「リップパー・ファンド・アワード・ジャパン 2009」は世界 21 都市\*で開催している「Lipper Fund Awards」プログラムの一環として行われ、日本において販売登録されている国内および外国籍ファンドを対象に、優れたファンドとその運用会社を選定し、表彰するものです。選定/評価に際しては、リップパー独自の投資信託評価システム「リップパーリーダーレーティングシステム (リップパーリーダーズ)」の中の「コンシスタントリターン (収益一貫性)」を用いています。

\*2009年の開催国/都市: スイス、マレーシア、スペイン、オーストリア、インド、オランダ、タイ、ドイツ、シンガポール、香港、英国、イタリア、フランス、日本、台湾、ルクセンブルク、中国、スウェーデン、バーレーン、米国、カナダ (開催順)

#### ファンドアワード評価方法

- ・ 評価対象ファンドは、日本国内で販売されているファンドのうち、2008 年末時点で 36 ヶ月以上の運用実績のあるファンドです。
- ・ リップパー独自のファンド分類を用い、1つの分類に上記該当ファンドが5本以上存在するすべての分類(「その他セクター」分類、「機関投資家用分類」、「DC (確定拠出型年金) 専用ファンド」を除く)を評価対象とします。
- ・ 評価期間は、2008 年末時点を基準として、過去「3年間」、「5年間」および「10年間」とし、リップパー独自の投資信託評価システム「リップパーリーダーレーティングシステム (リップパーリーダーズ)」で採用している「コンシスタントリターン (収益一貫性)」と同様の評価を行い、各分類の最優秀ファンドを選定します。

本資料は、しんきんアセットマネジメント投信株式会社により作成されたものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。また、投資判断の参考となる情報提供を目的としており、投資信託の勧誘を目的とするものではありません。

本資料は、信頼できると思われる情報源に基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。本資料の中で記載されている経済全般の実績、評価または将来動向の表示等は、作成日時点におけるものであり、将来の成果を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変わる場合があります。

投資信託は、リスクを含む商品であり預金と異なり元本の保証はありません。また、保険契約ではなく、保険契約者保護機構の補償対象ではありません。

特定ファンドの取得のお申込みにあたっては当該ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめ、または同時にお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。請求目論見書については、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。



### 【お申込みに際しての留意事項】

#### ■投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価値が変動します。従ってお客様のご投資された金額を下回ることもあります。

また、投資信託は、個別の投資信託ごとに投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては交付目論見書や契約締結前交付書面をよくご覧ください。

#### ■投資信託に係る費用について

(お客様に直接ご負担いただく費用)

- ◆ お申込時の費用・・・申込手数料 上限 2.625%(税抜 2.50%)
- ◆ ご換金時の費用・・・信託財産留保額 上限 0.3%

(保有期間中に間接的にご負担いただく費用)

- ◆ 信託報酬 上限 1.554%(税抜年率 1.48%)
- ◆ その他の費用・・・監査費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、有価証券売買時の売買手数料等及び外貨建資産の保管等に要する費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。また、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

投資信託に係る上記費用(手数料等)の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。交付目論見書、契約締結前交付書面等でご確認ください。

#### 《ご注意》

上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、しんきんアセットマネジメント投信が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前によく交付目論見書や契約締結前交付書面をご覧ください。

本資料は、しんきんアセットマネジメント投信株式会社により作成されたものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。また、投資判断の参考となる情報提供を目的としており、投資信託の勧誘を目的とするものではありません。

本資料は、信頼できるとされる情報源に基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。本資料の中で記載されている経済全般の実績、評価または将来動向の表示等は、作成日時点におけるものであり、将来の成果を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変わる場合があります。

投資信託は、リスクを含む商品であり預金と異なり元本の保証はありません。また、保険契約ではなく、保険契約者保護機構の補償対象ではありません。

特定ファンドの取得のお申込みにあたっては当該ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめ、または同時にお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。請求目論見書については、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。